京都大学 成長戦略本部 特定職員(特定有期雇用職員) 公募要領

令和6年7月8日

職 種	特定職員(特定有期雇用職員)
募集人員	1名
所属先	京都大学 成長戦略本部 蓄電池支援事務室
及び	勤務場所:京都大学宇治キャンパス(京都府宇治市五ケ庄)
勤務場所	※大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等
職務内容	京都大学成長戦略本部蓄電池支援事務室において、以下の業務に従事いただきます。
	(1) 電気自動車用革新型蓄電池開発プロジェクトにおける進捗管理・予算管理事務
	(2) 電気自動車用革新型蓄電池開発プロジェクトにおける連絡調整業務
	(3) その他プロジェクトに係る事務
	«参考»
	電気自動車用革新型蓄電池開発プロジェクトの活動等については、
	HP をご覧ください。 https://www.rising.saci.kyoto-u.ac.jp/
応募資格	・パソコン操作能力(Word、Excel、メール、業務ツール、ネットワーク上の共有フォルダ
	等)は必須。
	・プロジェクトの関係者との調整を円滑に行うことができるコミュニケーション能力を有す
	る方、チームワークを大切にして業務に取り組むことができる方。
	・本学の研究活動に興味と関心を持ち、その活動を支援しようという熱意のある方。
試用期間	あり(6 か月)
雇用期間	令和6年9月16日~令和7年3月31日 (開始時期については応相談)
	※ 期間満了後、1 年を超えない範囲で更新することがあります。ただし、電気自動車用革
	新型蓄電池開発プロジェクト期間に限り、最長令和7年度までとなります。
	※ 契約の更新は、契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、従事している業務の
	進捗状況、経営状況、雇用されている外部資金の受け入れ状況等を勘案して判断します。
勤務形態	月曜日~金曜日(週 5 日) 8:30~17:15 (休憩時間 12:00~13:00)
	※ただし、必要に応じて超過勤務等を命じる場合があります。
	休日:土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日
	その他、本学の規定に基づき年次有給休暇を付与
給与等	俸給月額 30 万円〜40 万円の範囲内で、本学支給基準に基づき、能力・経歴等を勘案し決定
	します (年俸、月額制)。
手 当 等	超過勤務手当以外の諸手当・賞与・退職手当等の別途支給はなし。
社会保険	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入

以下の応募書類(様式自由)を郵便又はEメールにて、以下の宛先にご提出ください。 (1) 写真貼付の履歴書 ※ 学歴及び職歴のほか、連絡先(住所・電話番号・E-mail アドレス)を忘れず記 入すること。ご連絡は、ご記入いただいた連絡先に行います。 ※ その他、「職務内容」に関連があると思われる資格、自身の能力・経験を添えた 志望理由を明記すること。なお、志望理由を別紙とするかは問わない。 (2) 職務経歴書(直近5年間のほか、「職務内容」に関連があると思われる、主なこれまでの 応募方法 業務及びその業務説明等を含む。) 及 び 必要書類 《郵便の場合》 封筒の表に「京都大学成長戦略本部 蓄電池事務室・特定職員応募」と朱書き願います。 なお、郵送等した書類が本学に到着しているかどうかの個別の問合せには応じませんので、 各自で郵便追跡サービスなどをご利用ください。 «Eメールの場合» メールの件名は「京都大学成長戦略本部 蓄電池支援事務室・特定職員応募(氏名)|として ください。 応募書類は PDF にてご送付ください。 応 募 採用者が決定した時点で募集を締め切ります。 締め切り 書類審査の後、審査通過者に面接を行います。面接の詳細については対象者にのみ連絡しま す。 ※ 面接の日時等の詳細は、対象者に電子メールまたは書面にてご連絡します。 選考方法 なお、面接場所は京都大学宇治キャンパス(京都府宇治市五ヶ庄)となります。 ※ 面接時の交通費・宿泊費等は自己負担となりますので、予めご了承ください。 〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄 京都大学宇治地区先端イノベーション拠点施設 107号室 書類提出先 京都大学成長戦略本部蓄電池支援事務室(担当:河合) び 及 TEL: 0774-38-4961 お問い合わせ先 E-mail: rising-ninyou*mail2.adm.kyoto-u.ac.jp(「*」を「@」に変えてください。) ・選考過程及び採否の理由については一切お答えいたしかねます。 ・提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。 ・正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。 その他 なお、提出いただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。 ・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、 喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。